



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

農業水利基本調査

筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名	農業水利基本調査
業務名	筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S02115	測量主任技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04022 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04022	測量主任技師	1.000	人	61,000	61,000	
	合計				61,000	算出数量 1.000 人
	単価				61,000	
*** S単 - 2号 ***						
S02115	測量技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04023 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04023	測量技師	1.000	人	52,700	52,700	
	合計				52,700	算出数量 1.000 人
	単価				52,700	
*** S単 - 3号 ***						
S02115	測量技師補		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師補			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04024 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04024	測量技師補	1.000	人	41,300	41,300	
	合計				41,300	算出数量 1.000 人
	単価				41,300	
*** S単 - 4号 ***						
S02115	測量助手		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量助手			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04025 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04025	測量助手	1.000	人	37,700	37,700	
	合計				37,700	算出数量 1.000 人
	単価				37,700	
*** S単 - 5号 ***						
S63014	打合せ(測量業務基準日額)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(測量業務基準日額) 着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)打合せ 2)測量主任技師人数 3)測量技師人数 4)測量技師補人数	着手前・最終 0.00人 1.00人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)打合せ日数 6)往復移動日数	0.500日 0.200日				
R04023	測量技師	0.700	人	52,700	36,890	

事業名	農業水利基本調査
業務名	筑後川下流地区域原川農業用樋管水利用状況調査業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	合計				36,890	算出数量 1,000 回
	単価		回		36,890	
	*** S単 - 6号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1,000	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1, A - 4, 300, 5cm, 0			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)報告書部数(部)	1.000		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)規格区分	A - 4				
	3)枚数区分(枚)	300				
	4)厚さ区分	5cm				
	5)CD-R枚数(枚)	0.000		深夜時間:0.0		
P43446	報告書焼付代(コピー)					
	A - 4以下 300枚	1.000	部	4,050	4,050	
P43542	簡易加除式ファイル					
	A 4縦型幅5cm(チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	591	591	
P43602	CD - R					
	CD - R(記録面色素フタロシアニン)700MB	0.000	枚	47	0	
	合計				4,641	算出数量 1,000 式
	単価		式		4,641	
	*** S単 - 7号 ***					
S63032	打合せ(測量旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(測量旅費・交通費) 着手前・最終,通勤により打合せ,一般交通機関,0日,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)打合せ内容	着手前・最終		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)測量主任技師配置人員	0人				
	3)測量技師配置人員	1人		深夜時間:0.0		
	4)測量技師補配置人員	0人				
	5)宿泊区分	通勤により打合せ				
	6)交通機関区分	一般交通機関				
	7)高速道路往復料金(税別)	0円				
	8)鉄道往復1人当料金(税別)	1,800円				
	9)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	10)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	11)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	12)ライトバン使用日数	0日				
	14)宿泊料金1式当料金(税別)	0円				
	15)宿泊手当1式当料金(税別)	0円				
	16)落札率	0.000000				
P54306	鉄道料金					
	消費税抜き	1.000	人	1,800	1,800	
	合計				1,800	算出数量 1,000 回
	単価		回		1,800	
Y70013	安全費往復経費				0	

事業名	農業水利基本調査
業務名	筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** X単 - 1号 ***					
X63002	精度管理費集計		式		1,000	歩A 当たり算出
	精度管理費集計			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)精度管理費(自動集計)	0.000		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P53024	精度管理費	1.000	式	0	0	
	合計				0	算出数量 1,000 式
	単価				0	
	*** X単 - 2号 ***					
X63004	旅費交通費(1班目)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(測量外業日帰用) ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)高速道路往復料金(税別)	2,962円		深夜時間:0.0		
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数	1日				
	8)時間区分	2時間				
	9)測量技師外業日数	0.000日				
	10)測量技師補外業日数	0.000日				
	11)測量助手外業日数	0.000日				
	12)測量補助員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金					
	消費税抜き	1.000	式	2,962	2,962	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				5,357	算出数量 1,000 式
	単価		式		5,357	
	*** X単 - 3号 ***					
X63004	旅費交通費(1班目)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(測量外業日帰用) ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)高速道路往復料金(税別)	2,962円		深夜時間:0.0		
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数	1日				
	8)時間区分	2時間				
	9)測量技師外業日数	0.000日				
	10)測量技師補外業日数	0.000日				
	11)測量助手外業日数	0.000日				
	12)測量補助員外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金					
	消費税抜き	1.000	式	2,962	2,962	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				5,357	算出数量 1,000 式
	単価		式		5,357	

令和8年度農業水利基本調査
筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務

特 別 仕 様 書

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条 令和 8 年度農業水利基本調査 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条 本業務は、筑後川下流地区の域内水源である城原川に係る農業用樋管の取水水位観測及び観測結果とりまとめを行うものである。

(場 所)

第 1-3 条 本業務の位置は、佐賀県神崎市地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第 1-4 条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1-5 条 本業務の受注にあたり、調査基準価格（予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。））を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-6 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条 共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明

確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-8条 受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務は、筑後川下流地区の域内水源である城原川に係る農業用樋管の取水観測及び観測結果とりまとめ37箇所（樋管33箇所+還元水量計測4箇所）を実施する。

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	資 料 名	数量
1	各観測箇所のH-Q換算表	一式
2	令和4年度農業水利基本調査 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務 報告書	一式
3	令和5年度農業水利基本調査 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務 報告書	一式
4	令和6年度農業水利基本調査 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務 報告書	一式
5	令和7年度農業水利基本調査 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務 報告書	一式

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時まで一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は次表のとおりであり、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 取水位観測・観測結果とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書第11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないこととする。
- (2) 第2-2条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 業務履行中において、一部成果物の提出を求める場合は、受注者はこれに協力するものとする。

(管理技術者)

第3-3条 管理技術者は、共通仕様書第7条による測量士のほか、農業土木技術管理士及び次表の資格に係る技術部門・選択科目に該当するものとする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する 学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う取水位観測に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

- (1) 使用する機器・ソフトウェア
受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。
- (2) 機器等の導入
1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

- 第4-1条 共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

- 第5-1条 成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
 2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

- 第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
- 福岡県久留米市荒木町白口891-20
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

- 第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
 - (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
 - (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
 - (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
 - (5) 履行期間の変更が生じた場合。
 - (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
 - (7) その他

(業務スライドの試行)

- 第6-2条
- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知 (URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」))に基づく試行業務である。
 - (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
 - (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
 - (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく

業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

- 第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1) 作業計画	貸与資料の内容を把握し、本業務実施のための作業計画を立案する。	1式
2. 取水位観測・観測結果とりまとめ		
1) 取水位観測	<p>城原川における農業用樋管は取水施設樋管33箇所及び還元水量計測4箇所*の合計37箇所とする。(位置図参照)</p> <p>観測方法は、取水施設及び還元水量計測箇所の川表・川裏の量水標及びスピンドル(メーター)を目視で観測する。(取水位観測・観測結果とりまとめ作業一覧表参照)</p> <p>観測日は、令和8年4月第4週から令和9年3月第4週までの毎週水曜日とするが、観測日が休日の場合は直近の平日に振り替えるものとする。</p> <p>代かき期(6/16~6/30)、中干し後(7/26~8/5)については毎日観測するものとする。</p> <p>*還元：各樋管から取水利用した後、城原川へ戻ること。</p>	70回
2) 観測結果とりまとめ	<p>上記観測結果の水位、換算流量*及び取水ゲート操作状況を別添様式1、2にとりまとめ、当日17時までに監督職員へ報告するものとする。</p> <p>なお、休日の観測結果は直近の平日17時までに監督職員へ報告するものとする。</p> <p>*換算流量：上記で観測した川裏水位に、参考資料「各観測箇所のH-Q換算表」を用いて流量を算出する。</p>	70回

(取水位観測・観測結果とりまとめ作業一覧表)

番号	樋管名	川表量水標	川裏量水標	ゲート高	備考
1	鶉の瀬井堰樋管	○	○	スピンドル	
2	大井手井堰樋管	○	○ (①近傍・②遠方)	スピンドル	
3	白角折井堰樋管	○	○	スピンドル	
4	殿の井堰樋管	○	○	スピンドル	
5	瓦井手井堰樋管	○	○	スピンドル	
6	三千石井堰樋管	○	○	メーター	
7	鶴西樋管A (北)	○	○	メーター	合算流量 合算水位
	鶴西樋管B (東)	—	○	—	
	鶴西樋管C (南)	—	○	—	
8	利田樋管A (南)	○	○	メーター	合算流量 合算水位
	利田樋管B (北)	—	○	—	
9	日出来樋管	○	○	スピンドル	
10	猪面樋管A (南)	○	○	スピンドル	合算流量 合算水位
	猪面樋管B (北)	—	○	—	
11	姉川樋管	○	○	スピンドル	
12	ポンポコ樋管	○	○	スピンドル	
13	横武樋管	○	○ (①近傍・②遠方)	スピンドル	
14	鶴田樋管A (北)	○	○	スピンドル	合算流量 合算水位
	鶴田樋管B (南)	—	○	—	
15	西小津ケ里樋管A (南)	○	○	スピンドル	合算流量 合算水位
	西小津ケ里樋管B (北)	—	○	—	
16	池辺田樋管	○	○	スピンドル	
17	山田樋管	○	○	スピンドル	
18	小津ケ里永歌樋管	○	○	スピンドル	
19	新村樋管	○	○ (①近傍・②遠方)	スピンドル	
20	新村右岸樋管	○	○	スピンドル	
21	本告牟田樋管	—	—	—	調査対象外
22	夫婦樋管 (上流)	○	○	スピンドル	
23	夫婦樋管 (下流)	—	○	スピンドル	
24	十二丁樋管	○	○	スピンドル	
25	大門樋管	○	○	メーター	
26	留浪川樋管	○	○	スピンドル	
27	上の川樋管	○	○	スピンドル	
28	下の川樋管	○	○	スピンドル	
29	御水樋管	○	○	スピンドル (下流側)	
30	丙太田樋管	○	○	スピンドル	
31	黒津川樋管	—	—	—	調査対象外
32	上直鳥東樋管	○	○	スピンドル	
33	上直鳥西樋管	○	○	スピンドル	
34	潮引樋管	○	○	スピンドル (上流・下流側)	
35	お茶屋樋管	○	○	スピンドル	

※合算流量：H-Q換算表を用いて各々の流量を算出し、合算した流量を整理表へ記載。

合算水位：各々の川裏水位を合算し、整理表へ記載。

番号	還元水量計測名	川裏量水標	備考
1	大井手還元L1	○	
2	白角折還元R1	○	
3	勝負川 還元R2	○	
4	菅生川 流入	○	

観測日： 令和 年 月 日 () (天気)

	樋管名	観測時間	川表量水標	川裏量水標	スピンドル	備考
1	鵜の瀬井堰樋管					
2	大井手井堰樋管			① ②	川側	
3	白角折井堰樋管					
4	殿の井堰樋管					
5	瓦井手井堰樋管					
6	三千石井堰樋管				メーター	
7	鶴西樋管A(北)				メーター	
	鶴西樋管B(東)	-	-		-	
	鶴西樋管C(南)	-	-		-	
8	利田樋管A(南)				メーター	
	利田樋管B(北)	-	-		-	
9	日出来樋管					
10	猪面樋管A(南)					
	猪面樋管B(北)	-	-		-	
11	姉川樋管					
12	ポンボコ樋管					
13	横武樋管			① ②		
14	鶴田樋管A(北)					
	鶴田樋管B(南)	-	-		-	
15	西小津ヶ里樋管A(南)					
	西小津ヶ里樋管B(北)	-	-		-	
16	池辺田樋管					
17	山田樋管					
18	小津ヶ里永歌樋管					
19	新村樋管			① ②		
20	新村右岸樋管					
21	本告牟田樋管	-	-	-	-	【調査対象外】
22	夫婦樋管(上流)					
23	夫婦樋管(下流)		-			
24	十二丁樋管					
25	大門樋管				メーター	
26	留浪川樋管					
27	上の川樋管					
28	下の川樋管					
29	御水樋管				下	
30	丙太田樋管					
31	黒津川樋管	-	-	-	-	【調査対象外】
32	上直鳥東樋管					
33	上直鳥西樋管					
34	潮引樋管				上 下	
35	お茶屋樋管					

【還元水量調査】

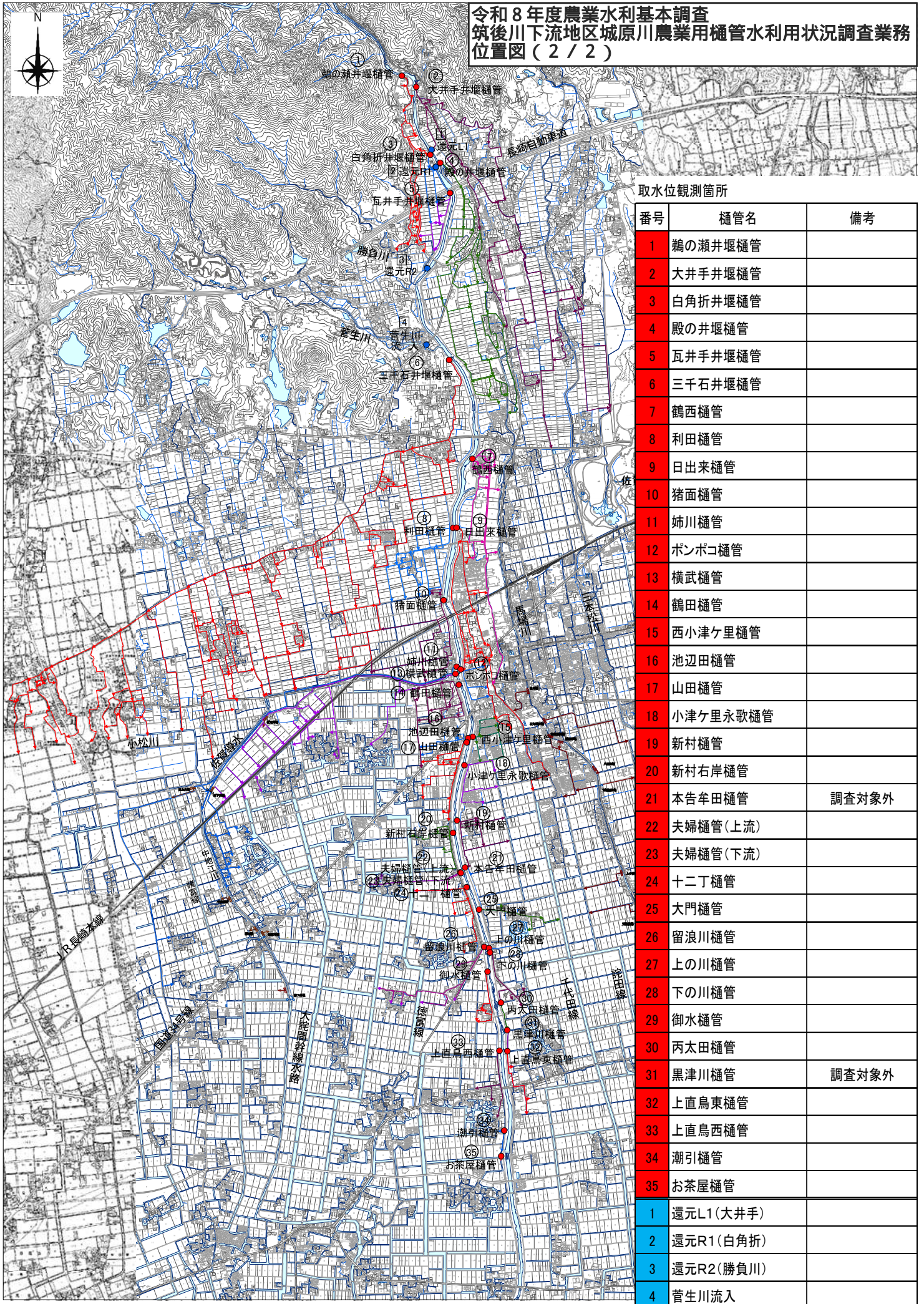
1	大井手還元L1		-		-	
2	白角折還元R1		-		-	
3	勝負川 還元R2		-		-	
4	菅生川 流入		-		-	

令和 8 年度農業水利基本調査
筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務
位置図 (1 / 2)



城原川

令和8年度農業水利基本調査
 筑後川下流地区城原川農業用樋管水利用状況調査業務
 位置図(2/2)



番号	樋管名	備考
1	鵜の瀬井堰樋管	
2	大井手井堰樋管	
3	白角折井堰樋管	
4	殿の井堰樋管	
5	瓦井手井堰樋管	
6	三千石井堰樋管	
7	鶴西樋管	
8	利田樋管	
9	日出来樋管	
10	猪面樋管	
11	姉川樋管	
12	ポンボコ樋管	
13	横武樋管	
14	鶴田樋管	
15	西小津ヶ里樋管	
16	池辺田樋管	
17	山田樋管	
18	小津ヶ里永歌樋管	
19	新村樋管	
20	新村右岸樋管	
21	本告牟田樋管	調査対象外
22	夫婦樋管(上流)	
23	夫婦樋管(下流)	
24	十二丁樋管	
25	大門樋管	
26	留浪川樋管	
27	上の川樋管	
28	下の川樋管	
29	御水樋管	
30	丙太田樋管	
31	黒津川樋管	調査対象外
32	上直鳥東樋管	
33	上直鳥西樋管	
34	潮引樋管	
35	お茶屋樋管	
1	還元L1(大井手)	
2	還元R1(白角折)	
3	還元R2(勝負川)	
4	菅生川流入	